

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の
施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令等の制定に際し、
意見公募手続を実施しなかった理由について

令和7年8月1日
経済産業省
商務情報政策局
総務課・情報産業課

経済産業省は、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで省令等を制定したので、同法第43条第5項の規定に基づき、次のとおり公示します。

1. 省令等の題名

- ・内閣府・総務省・経済産業省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する命令（令和7年内閣府・総務省・経済産業省令第2号）
- ・エネルギー対策特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令（令和7年内閣府・財務省・文部科学省・経済産業省・環境省令第1号）
- ・特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第二号に規定する事務の区分を定める省令の特例を定める省令の一部を改正する省令（令和7年文部科学省・経済産業省・環境省令第1号）
- ・情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令（令和7年経済産業省令第58号）
- ・特別会計に関する法律施行令第五十条第五項第九号並びに第八項第七号及び第八号に規定する経済産業省令・環境省令で定める要件を定める省令の一部を改正する省令（令和7年経済産業省・環境省令第5号）
- ・情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係告示の整備に関する告示（令和7年経済産業省告示第120号）

2. 意見公募を実施しなかった理由について

本件は、情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第30号）等の施行に伴って、当然に必要とされる規定の整備その他の軽微な変更に係るものであり、行政手続法第39条第4項第8号の規定に該当するため、事前に案を公示して意見の募集を行っておりません。